

## 1.（自動継続後の適用利率）

自動継続扱いの場合の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

## 2.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動受取式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 自動継続扱いの場合のこの預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については1の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

なお、当該利息の払戻しの手続に加え、当該利息の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは当該利息の払戻しを行いません。

継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金を定期預金規定書共通規定5（1）により満期日前に解約する場合および同共通規定5（4）および（5）の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、当該預金の元金を、同じ預入日に解約日を満期日として預入する場合に適用される店頭表示利率×90%で計算される利率を上限利率とします。なお、解約日の普通預金の利率を下回る場合は、上限利率を超えない範囲で解約日の普通預金の利率とします。

A. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (f) 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

B. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- (g) 3年以上5年未満 約定利率×90%

C. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (a) 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- (b) 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- (c) 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- (d) 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- (e) 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- (f) 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- (g) 3年以上4年未満 約定利率×80%
- (h) 4年以上5年未満 約定利率×90%

- (5) 当行がやむを得ないものと認めて、預入日の1年後の応当日以降に、当行所定の金額を超える部分について1万円以上1万円単位の金額でこの預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には、前記2（1）にかかわらず、解約部分についての利息は、前記（4）AからC記載の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、解約部分とともに支払います。

この場合、残存するこの預金についての利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、残存する

この預金とともに、満期日以後（自動受取式の場合は満期日）に支払います。

- (6) この預金の預入金額が 300 万円以上で満期日前に一部解約をした結果、残りの金額が 300 万円未満となり満期日前に、再度、解約又は一部解約する場合の適用利率については、次により取扱います。
- A. 預入日から一部解約により 300 万円未満となった日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記（4）の規定を適用します。
  - B. 300 万円未満の金額となった日から次の解約日の前日までの利率については、その預入期間に応じて上記（4）の利率算定式における約定利率を通帳記載または証書表面記載の 300 万円未満利率とします。
- (7) 上記（6）により 300 万円未満の金額となった預金の満期日が到来したときは、預入日から一部解約により 300 万円未満の金額となった日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の約定利率を、300 万円未満の金額となった日から満期日の前日までの利率については通帳記載または証書表面記載の 300 万円未満利率を適用します。
- (8) この預金の付利単位は、1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 3.（規定の変更等）

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1) による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上